電気通信事業法第33条第２項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第１表　接続料金
第１　網使用料
１　適用

区分	内容
(1)～(3)　（略）	（略）
(3)　-2　事業法第33条第５項の機能に係る網使用料の適用年度	２（料金額）２－２第１欄、第７欄、第８欄及び第11欄、２－３、２－４、２－５－１、２－５－２及び２－５－２の２、２－７、２－11第１欄から第４欄及び第６欄並びに２－13第３欄に規定する機能に係る料金額は、令和５年度に適用します。

２　料金額
２－１～２－１の４　（略）

２－２　端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1)　加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第１表第１において同じとします。）により通信の交換を行う機能	１通信ごとに	0.51038円	―
		１秒ごとに	0.042689円	―
(2)～(6)（略）	―	―	―	―
(7)　加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機の回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	１秒ごとに	0.0016027円	―
(8)　加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機の回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	１秒ごとに	0.0024056円	―
(9)～(10)（略）	―	―	―	―
(11)　メタル回線収容機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７－２欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第５条第１項の表中第７－２欄で接続する場合において 音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	１秒ごとに	0.018653円	―

新

料金表
第１表　接続料金
第１　網使用料
１　適用

区分	内容
(1)～(3)　（略）	（略）
(3)　-2　事業法第33条第５項の機能に係る網使用料の適用年度	２（料金額）２－２第１欄、第７欄、第８欄及び第11欄、２－３、２－４、２－５－１、２－５－２及び２－５－２の２、２－７、２－11第１欄から第４欄及び第６欄並びに２－13第３欄に規定する機能に係る料金額は、令和６年度に適用します。

２　料金額
２－１～２－１の４　（略）

２－２　端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1)　加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第１表第１において同じとします。）により通信の交換を行う機能	１通信ごとに	0.59746円	―
		１秒ごとに	0.055161円	―
(2)～(6)（略）	―	―	―	―
(7)　加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機の回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	１秒ごとに	0.0019914円	―
(8)　加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機の回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	１秒ごとに	0.0029589円	―
(9)～(10)（略）	―	―	―	―
(11)　メタル回線収容機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７－２欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第５条第１項の表中第７－２欄で接続する場合において 音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	１秒ごとに	0.024394円	―

――――　NTT東日本　-------　NTT西日本

２－３　市内伝送機能

区分		単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	１通信ごとに	0.080828円	――
		１秒ごとに	0.010154円	

２－４　中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1)　中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	１通信ごとに	0.080828円	――
		１秒ごとに	0.00060776円	
(2)　中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機の回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	１秒ごとに	0.000078144円	――
(3)　中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機の回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	１秒ごとに	0.00013570円	――
(4)（略）	――	――	――	――

２－４の２　（略）

２－５　中継伝送機能

２－５－１　中継伝送共用機能

区分		単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	１秒ごとに	0.0046374円	――

２－５－２　中継伝送専用機能の基本額

区分		単位	料金額	備考
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	１秒ごとに	0.0010190円	――

２－５－２の２　中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第５条第１項の表中第４欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する１の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	１秒ごとに	0.000058327円	――

２－５－３～２－６の３　（略）

２－７　信号伝送機能

区分		単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア　（略）	１信号ごとに	0.013479円	――
	イ　共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ　共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能			――

２－７の２～２－１０　（略）

２－３　市内伝送機能

区分		単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	１通信ごとに	0.10447円	――
		１秒ごとに	0.013200円	

２－４　中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1)　中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	１通信ごとに	0.10447円	――
		１秒ごとに	0.00089286円	
(2)　中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機の回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	１秒ごとに	0.000091014円	――
(3)　中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機の回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	１秒ごとに	0.00015093円	――
(4)（略）	――	――	――	――

２－４の２　（略）

２－５　中継伝送機能

２－５－１　中継伝送共用機能

区分		単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	１秒ごとに	0.0060027円	――

２－５－２　中継伝送専用機能の基本額

区分		単位	料金額	備考
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	１秒ごとに	0.0014454円	――

２－５－２の２　中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第５条第１項の表中第４欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する１の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	１秒ごとに	0.00010600円	――

２－５－３～２－６の３　（略）

２－７　信号伝送機能

区分		単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア　（略）	１信号ごとに	0.018297円	――
	イ　共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ　共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能			――

２－７の２～２－１０　（略）

―――― NTT東日本　------- NTT西日本

２－１１　その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)　市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	１通信ごとに １秒ごとに	0.60990円 0.072088円	中継事業者に適用します。
(2)　リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「ＶＰＮサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	１通信ごとに １秒ごとに	0.76952円 0.079748円	中継事業者に適用します。
(3)　リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するＶＰＮサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機の間の伝送路設備を保留する機能	１通信ごとに	0.022714円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(4)　音声ガイダンス送出用接続通信機能	ア　加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	１秒ごとに	0.049113円	―――
	イ　加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	１秒ごとに	0.053424円	―――
(5)　（略）	―――	―――	―――	―――
(6)　リダイレクション網使用機能	ア　当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	１通信ごとに	0.057744円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、ＰＨＳ事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ　特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	１通信ごとに	0.048836円	

２－１２　（略）

２－１３ ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2)　（略）	―――	―――	―――	―――
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能	１秒ごとに	0.015336円	―――

第２表　工事費及び手続費

２　工事費の額

２－１　工事費

区分			単位	料金額	備考
(1)～(32)（略）	―――		―――	―――	―――
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア　イ以外の場合	672回線（50Mbit/s相当）ごとに	243,696円	―――
		イ　第23条（接続用設備の設置又は回収の申込み）第１項又は第４項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線（50Mbit/s相当）ごとに	321,678円	―――

２－１１　その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)　市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	１通信ごとに １秒ごとに	0.71809円 0.093323円	中継事業者に適用します。
(2)　リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「ＶＰＮサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	１通信ごとに １秒ごとに	0.93040円 0.10373円	中継事業者に適用します。
(3)　リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するＶＰＮサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機の間の伝送路設備を保留する機能	１通信ごとに	0.029325円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(4)　音声ガイダンス送出用接続通信機能	ア　加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	１秒ごとに	0.063451円	―――
	イ　加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	１秒ごとに	0.068096円	―――
(5)　（略）	―――	―――	―――	―――
(6)　リダイレクション網使用機能	ア　当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	１通信ごとに	0.074550円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、ＰＨＳ事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ　特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	１通信ごとに	0.063104円	

２－１２　（略）

２－１３ ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2)　（略）	―――	―――	―――	―――
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能	１秒ごとに	0.019520円	―――

第２表　工事費及び手続費

２　工事費の額

２－１　工事費

区分			単位	料金額	備考
(1)～(32)（略）	―――		―――	―――	―――
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア　イ以外の場合	672回線（50Mbit/s相当）ごとに	203,994円	―――
		イ　第23条（接続用設備の設置又は回収の申込み）第１項又は第４項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線（50Mbit/s相当）ごとに	252,952円	―――

――――　NTT東日本　-------　NTT西日本

附　則（令和３年６月２日東相制第 20-00078 号）
１　（略）
（光ＩＰ電話接続機能に係る経過措置）
２　（略）

区分		単位	料金額	備考
(1)（略）	（略）	＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿
(2)　中継交換機能	市外中継交換機により通信の交換を行う機能	１通信ごとに	0.066769 円	令和５年４月１日以降に適用します。
		１秒ごとに	0.00051451 円	令和５年４月１日以降に適用します。
(3)　（略）		＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿

附　則（令和４年５月 27 日東相制第 21-00094 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、令和４年４月１日に遡及して適用します。
（加入電話・メタルＩＰ電話接続機能に係る経過措置）
２　この改正規定の適用日から令和６年 12 月 31 日までの間、協定事業者が第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第３欄若しくは第４欄で接続するとき又は同第７－２欄で接続する場合であって、当社のアナログ電話用設備（電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）第３条第２項第３号に規定するものをいいます。）又は総合デジタル通信用設備（同項第５号に規定するものをいいます。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信するとき又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、料金表第１表第１又は附則（令和３年６月２日東相制第 20-00078 号）第２項の規定にかかわらず、以下の機能を適用します。なお、当該機能に係る料金については、１通信ごとの料金額及び１秒ごとに料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。

区分		単位	料金額	備考
加入電話・メタルＩＰ電話接続機能	加入者交換機能、加入者交換機回線対応部専用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、メタル回線収容機能、中継交換機能、中継交換機回線対応部専用機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継伝送専用機能、関門系ルータ交換機能、音声パケット変換機能、ＳＩＰ	１通信ごとに	0.45830 円	令和５年４月１日以降に適用します。

附　則（令和３年６月２日東相制第 20-00078 号）
１　（略）
（光ＩＰ電話接続機能に係る経過措置）
２　（略）

区分		単位	料金額	備考
(1)（略）	（略）	＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿
(2)　中継交換機能	市外中継交換機により通信の交換を行う機能	１通信ごとに	0.046592 円	令和６年４月１日以降に適用します。
		１秒ごとに	0.00041227 円	令和６年４月１日以降に適用します。
(3)　（略）		＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿

附　則（令和４年５月 27 日東相制第 21-00094 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、令和４年４月１日に遡及して適用します。
（加入電話・メタルＩＰ電話接続機能に係る経過措置）
２　この改正規定の適用日から令和６年 12 月 31 日までの間、協定事業者が第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第３欄若しくは第４欄で接続するとき又は同第７－２欄で接続する場合であって、当社のアナログ電話用設備（電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）第３条第２項第３号に規定するものをいいます。）又は総合デジタル通信用設備（同項第５号に規定するものをいいます。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から協定事業者の電気通信設備に発信するとき又は当該端末設備に協定事業者の電気通信設備から着信するときは、料金表第１表第１又は附則（令和３年６月２日東相制第 20-00078 号）第２項の規定にかかわらず、以下の機能を適用します。なお、当該機能に係る料金については、１通信ごとの料金額及び１秒ごとに料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。

区分		単位	料金額	備考
加入電話・メタルＩＰ電話接続機能	加入者交換機能、加入者交換機回線対応部専用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、メタル回線収容機能、中継交換機能、中継交換機回線対応部専用機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継伝送専用機能、関門系ルータ交換機能、音声パケット変換機能、ＳＩＰ	１通信ごとに	0.39010 円	令和６年４月１日以降に適用します。

	サーバ機能、ＳＩＰ信号変換機能、番号管理機能、ドメイン名管理機能、一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般中継系ルータ接続伝送機能を用いて、第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第３欄若しくは第４欄又は第７－２欄で接続し、交換設備及び伝送路設備又はＩＰ通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	１秒ごとに	0.043735円	令和５年４月１日以降に適用します。

	サーバ機能、ＳＩＰ信号変換機能、番号管理機能、ドメイン名管理機能、一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般中継系ルータ接続伝送機能を用いて、第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第３欄若しくは第４欄又は第７－２欄で接続し、交換設備及び伝送路設備又はＩＰ通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	１秒ごとに	0.048439円	令和６年４月１日以降に適用します。

附　則

この改正規定は、認可を受けた後、令和６年４月１日から実施します。